

# 参議院比例代表選挙で 特定枠制度

## が導入されました。

①特定枠の候補者の氏名及び順位は、特定枠以外の候補者と区別して、特定枠以外の候補者の次に掲載されています。

(例)

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名		(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称
2 総務 花子	1 総務 二郎 <small>(順位) (氏名) 優先的に当選人と なるべき候補者</small>	総務 一郎	○ ○ 党
	<small>(順位) (氏名) 優先的に当選人と なるべき候補者</small>		

令和何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙  
参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示  
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会

「当選人となるべき候補者」として、特定枠以外の候補者の次に掲載されています。



②特定枠に記載されている候補者の有効投票は、政党等の有効投票とみなされます。(特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党等への投票とみなされます。)